三　法定代理権、家事事件の手続における手続上の行為（第十五条において「手続行為」という。）をするのに必要な授権又は手続代理人の権限を証明する書面その他の家事事件の手続上重要な事項を証明する書面

四　特別抗告の抗告理由書又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号。以下「法」という。）第九十七条第二項（法第百二条及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の申立てに係る理由書

2　ファクシミリを利用して書面が提出されたときは、裁判所が受信した時に、当該書面が裁判所に提出されたものとみなす。

3　裁判所は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

（裁判所に提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供等）

第三条　裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

2　裁判所は、申立書その他の書面を送付しようとするときその他必要があると認めるときは、当該書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができる。

（公告の方法等）

第四条　公告は、特別の定めがある場合を除き、裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示し、かつ、官報に掲載してする。

2　公告に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第五条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一条の規定は家事事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第四条の規定は家事事件の手続における催告及び通知について、同規則第五条の規定は家事事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。

第二章　管轄

（法第七条の最高裁判所規則で定める地の指定）

第六条　法第七条の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする。

（移送の申立ての方式・法第九条）

第七条　移送の申立ては、家事事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

2　前項の申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。

（移送等における取扱い・法第九条）

第八条　家庭裁判所は、法第九条第一項ただし書の規定による裁判（移送の裁判を除く。）をするときは、当事者及び利害関係参加人の意見を聴かなければならない。

2　家庭裁判所は、法第九条第一項ただし書又は第二項の規定による移送の裁判をするときは、当事者及び利害関係参加人の意見を聴くことができる。

（移送に関する民事訴訟規則の準用・法第九条）

第九条　民事訴訟規則第九条の規定は、家事事件の移送の裁判について準用する。

第三章　裁判所職員の除斥、忌避及び回避

（除斥又は忌避の申立ての方式等・法第十条等）

第十条　裁判官に対する除斥又は忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所にしなければならない。

2　前項の申立ては、家事事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

3　除斥又は忌避の原因は、申立てをした日から三日以内に疎明しなければならない。法第十一条第二項ただし書に規定する事実についても、同様とする。

（除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述・法第十二条）

第十一条　裁判官は、その除斥又は忌避の申立てについて意見を述べることができる。

（裁判官の回避）

第十二条　裁判官は、法第十条第一項又は第十一条第一項に規定する場合には、監督権を有する裁判所の許可を得て、回避することができる。

（裁判所書記官等の除斥等・法第十三条等）

第十三条　裁判所書記官、参与員及び家事調停官の除斥、忌避及び回避については、前三条の規定を準用する。この場合において、簡易裁判所の裁判所書記官の回避の許可は、その裁判所書記官の所属する裁判所の裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十七条に規定する裁判官がする。

（家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥及び回避・法第十六条）

第十四条　家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥及び回避については、第十条から第十二条までの規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。

第四章　当事者能力及び手続行為能力

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第十七条）

第十五条　家事事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条の規定を、家事事件の手続における法定代理権及び手続行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条前段の規定を準用する。

（法定代理権の消滅の届出・法第二十条）

第十六条　法第二十条の規定による通知をした者は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならない。

2　法別表第二に掲げる事項についての審判事件及び家事調停事件以外の家事事件において法定代理権が消滅したときは、本人又は代理人は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならない。

（法人の代表者等への準用・法第二十一条）

第十七条　法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この規則中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

第五章　手続代理人

（手続代理人の代理権の証明等・法第二十二条等）

第十八条　手続代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

2　前項の書面が私文書であるときは、裁判所は、公証人その他の認証の権限を有する公務員の認証を受けるべきことを手続代理人に命ずることができる。

3　法第二十五条の規定により他方の当事者に通知をした者は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならない。

4　法第二十五条の規定による裁判所に対する通知は、書面でしなければならない。

第六章　手続費用

第一節　手続費用の負担

（後見登記法に定める登記の手数料の予納等）

第十九条　裁判所は、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）に定める登記（第七十七条において「後見登記法に定める登記」という。）の手数料に充てるための費用に限り、金銭に代えて収入印紙で予納させることができる。

2　前項の規定により予納させた収入印紙の管理については、民事訴訟費用等に関する法律第十三条の規定により予納させた郵便切手の管理の例による。